

子ども・子育て会議	
資料 No. 4-2	H26, 10, 31

## 子ども・子育て支援事業計画 重点施策について

基本理念を実現するために、基本目標・施策の体系に基づいて効果的・効率的な施策実行を目指しますが、本計画の5年間で、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

### 1 教育・保育の一体的な提供の推進

- 幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備を進めます。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。
- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等にも配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制を構築します。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

- 子どもや保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等以外にも、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、これら事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

### **3 要保護児童等への支援**

- 子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、子どもが安全に育つ体制の充実を図ります。
- 子どもが出生後に、安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するため、母親の妊娠・出産・育児期から継続的に適切な養育支援を行います。
- 児童虐待への対応については、養育支援事業を活用して、子どもへの虐待等の発生予防を行うほか、早期発見・早期対応に努めます。  
また、権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を要求できるよう児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、職員のスキルアップに努めます。

### **4 その他援助が必要な子どもへの支援**

- 障害のある子どもや保護者への対応については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、健全な育成を目指し、受け入れ施設・枠の確保、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。
- ひとり親家庭が増加しているため、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を引き続き推進します。

### **5 地域における子育て支援機能の向上**

- 地域における子育て家庭を支援するための取り組みを進めるため、認定こども園、保育所、幼稚園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア等と連携を図り、地域での子育て関連団体のネットワークの強化を図ります。
- 子育て関連情報をわかりやすく提供し、子育て家庭からの相談に応じるため利用者支援事業を実施します。